

監査公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、観光部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

令和元年度 観光部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和元年11月12日（火）、13日（水）

2 監査の対象

観光部

観光交流課（敦賀きらめき温泉リラ・ポート）、新幹線まちづくり課（敦賀赤レンガ倉庫）、人道の港発信室（人道の港敦賀ムゼウム）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）団体への補助金について

補助金交付団体の補助事業に係る収支決算書において、多くの科目間流用を伴う支出や過剰な繰越金を確認されるため、補助金交付団体に対し事業計画等の精査及び事業の適正執行について指導するとともに、適正な補助金交付について検討していただきたい。

（2）リスク管理について

リスク管理について、現金の取扱いや予算の適正執行に係るリスクのみならず、各課等それぞれの業務において想定されるリスクについて認識するとともに、リスク回避や対策を講じる等、適切なリスク管理に努めていただきたい。